

鬼北町統計調査員登録等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、国及び県からの委託並びに町が実施する各種統計調査（以下「統計調査」という。）における統計調査員の選任を円滑にするため、あらかじめ調査員を登録し、統計調査員の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において統計調査員とは、統計法（平成19年法律第53号）第14条に規定する統計調査員をいう。

(登録)

第3条 町長は、統計調査員を希望する者についてその登録を適当と認めるときは、統計調査員として登録するものとする。

(統計調査員の資格)

第4条 統計調査員は、次の条件を満たす者とする。ただし、町長が調査活動に支障がないと認めるときはこの限りでない。

- (1) 統計調査に対して責任をもって、調査事務を遂行できる者
- (2) 秘密の保護に関し信頼のおける者
- (3) 税務、警察及び選挙に直接関係のない者
- (4) 暴力団員又は暴力団密接関係者でない者
- (5) 申請時の年齢が満20歳以上満65歳以下の者
- (6) その他調査活動に支障のない者

(登録の手続き)

第5条 統計調査員としての登録を希望する者は、鬼北町統計調査員登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認められた者について登録する。この場合、審査に面接を取り入れることができる。
- 3 町長は、前項の規定により登録したときは、その旨を鬼北町統計調査員登録済通知書（様式第2号）により本人に通知するものとする。

(登録事項の変更及び廃止)

第6条 登録された統計調査員は、申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は登録を廃止するとき、鬼北町統計調査員登録事項変更届・廃止届（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第7条 町長は、登録された統計調査員が次の各号に該当するときは、その者の登録を取消することができる。

- (1) 本人からの申し出があったとき
- (2) 第4条に規定する資格に該当しなくなったとき
- (3) 統計調査員としての職務を怠り、又は職務義務に違反したとき
- (4) 統計調査に従事する者としてふさわしくない行為があったと認められるとき
- (5) 登録された調査員が病気、転居その他の事由により統計調査事務に従事しがたいと認められるとき

- 2 町長は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、その旨を鬼北町統計調査員取消通知書（様式第4号）により本人に通知するものとする。

(登録事項の管理)

第8条 第5条から第7条に規定する登録事項については、鬼北町統計調査員登録事項管理台帳（様式第5号）により管理するものとする。

(調査員の選任等)

第9条 町長は、統計調査について登録された統計調査員から選任又は推薦しようとするときは、あらかじめ調査の内容、調査の日程等を明示し、本人の同意を得なければならない。

(秘密の保持)

第10条 統計調査に従事した調査員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、登録を取り消した後においても同様とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年12月3日から施行する。
(鬼北町統計調査員候補者登録制度要綱の廃止)
- 2 鬼北町統計調査員候補者登録制度要綱（平成22年鬼北町告示第84号）は、廃止する。

鬼北町統計調査員登録申請書

年 月 日

鬼北町長 様

住所

氏名

印

私は、鬼北町統計調査員登録等実施要領第5条第1項に基づき、次のとおり鬼北町統計調査員の登録を申請します。

記

ふりがな			性別	生年月日	
氏名			男・女	年 月 日	
住所	〒		職業		
連絡先	() - ※携帯電話 (差し支えなければご記入ください) () -				
希望地区 (当てはまるひとつに○)	1	居住地周辺			
	2	居住地以外 (特別な希望があれば具体的な地区を記入:)			
	3	どこでもよい			
従事不可能な時期 (当てはまるひとつに○)	1	なし			
	2	あり (具体的な月:)			
調査時の交通手段 (当てはまる全てに○)	1	徒歩	2	自転車	
	3	原付・バイク	4	自動車	
調査経験 (当てはまるひとつに○)	1	あり (主な従事統計調査名:)			
	2	なし			
他の行政機関 (国・県) への情報提供について					
<p>統計に係る調査員 (指導員を含む) の任命は、原則として総務大臣や愛媛県知事が行います。このため、調査の実施にあたっては、調査員としての登録情報を国や県に提供する必要があります。</p> <p>なお、国や県が直接実施する統計調査 (家計調査・労働力調査等) において、調査員の推薦を求められた場合にも、調査員としての登録情報を提供することがあります。</p> <p>このようなときに、あなたの登録情報を他の行政機関に提供することに同意していただけますか。</p> <p>1 同意します 2 同意しません (どちらかに○をつけてください)</p>					

鬼北町統計調査員登録済通知書

年 月 日

様

鬼北町長

あなたを統計調査員として登録しましたので、鬼北町統計調査員登録等実施要綱第5条第3項の規定により通知します。

なお、統計調査等の実施の際は、次の事項を遵守してください。

記

- 1 調査により知り得た秘密を他に漏らさないこと
- 2 調査期間中、選挙活動は行わないこと
- 3 調査と同時に別の外交や勧誘、徴収などを行わないこと

登録申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は登録の廃止を希望されるときは、鬼北町統計調査員登録事項変更届・廃止届（様式第3号）を速やかに町に提出してください。

様式第3号 (第6条関係)

鬼北町統計調査員登録事項変更届・廃止届

年 月 日

鬼北町長 様

住所

氏名

印

私は、鬼北町統計調査員登録等実施要領第6条に基づき、次のとおり鬼北町統計調査員登録事項を
(変更します・廃止します。)

記

	(旧)	(新)
ふりがな		
氏 名		
住 所		
連 絡 先		
調査地区		
従事不可能な時期		

※登録の廃止をする場合は、上記枠内の記入は不要です。

様式第4号（第7条関係）

鬼北町統計調査員登録取消通知書

年 月 日

様

鬼北町長

次の理由により、あなたの統計調査員に係る登録を取り消したので、鬼北町統計調査員登録等実施要領第7条第2項の規定により通知します。

記

理由：

